

ロシア連邦連邦法

ロシア連邦の個々の法令の改正について

国家院により採択
連邦院により承認

2022年11月24日
2022年11月30日

第1条

連邦法「銀行および銀行業務について」（1996年2月3日付連邦法第17-FZ号の文言による）（ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議公報、1990年、第27号、掲載番号357；ロシア連邦法令集、1996年、第6号、掲載番号492；2012年、第27号、掲載番号3588；第50号、掲載番号6954；第53号、掲載番号7605；2013年、第11号、掲載番号1076；第19号、掲載番号2329；第26号、掲載番号3207；第27号、掲載番号3438；第30号、掲載番号4084；第51号、掲載番号6699；2014年、第26号、掲載番号3395；第52号、掲載番号7543；2015年、第27号、掲載番号3950；第29号、掲載番号4357；2017年、第18号、掲載番号2661；2018年、第24号、掲載番号3400；第27号、掲載番号3950；第31号、掲載番号4852；第32号、掲載番号5100、5115；2019年、第6号、掲載番号463；第49号、掲載番号6953；第52号、掲載番号7787；2021年、第27号、掲載番号5151；2022年、第1号、掲載番号40；第10号、掲載番号1401；第14号、掲載番号2190、第43号、掲載番号7271）第26条に下記の改正を加える：

1) 第11項を下記の文言とする：

「1996年1月12日付連邦法第7-FZ号『非営利組織について』第1条第4項に記載されている非営利組織を除く非営利組織の取引および口座に関する情報は、1996年1月12日付連邦法第7-FZ号『非営利組織について』および1995年5月19日付連邦法第82-FZ号『社会团体について』に従い非営利組織の活動に対する連邦国家監査を遂行する目的において、非営利組織の登録分野における国家政策の立案および実現ならびに規範的・法的規制に係る機能を遂行する連邦執行権力機関の責任者（副責任者）が送付する照会に基づき、非営利組織の登録分野における国家政策の立案および実現ならびに規範的・法的規制に係る機能を遂行する連邦執行権力機関に対し金融機関がこれを提供する。」；

2) 下記の内容の新たな第12項を追加する：

「自然人および法人の取引、口座および預金に関する情報は、2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』に従い外国エージェントの活動に対する国家監督を遂行する目的において、非営利組織の登録分野における国家政策の立案および実現ならびに規範的・法的規制に係る機能を遂行する連邦執行権力機関の責任者（副責任者）が送付する照会に基づき、照会の対象となった者に関しては2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』の要件に対する違反の兆候がある場合、ならびに外国エージェントとみなされた者に関して、非営利組織の登録分野における国家政策の立案および実現ならびに規範的・法的規制に係る機能を遂行する連邦執行権力機関に対し金融機関がこれを提供する。」；

3) 第12項～第15項を、それぞれ第13項～第16項とする；

4) 第 16 項を第 17 項とし、下記の文言とする：

「非営利組織の登録分野における国家政策の立案および実現ならびに規範的・法的規制に係る機能を遂行する連邦執行権力機関は、1996 年 1 月 12 日付連邦法第 7-FZ 号『非営利組織について』、1995 年 5 月 19 日付連邦法第 82-FZ 号『社会团体について』、2022 年 7 月 14 日付連邦法第 255-FZ 号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』に従い金融機関から取得した情報を第三者に開示する権利を有さないものとするが、ただし、連邦法に定めのある場合はこの限りではない。」；

5) 第 17 項を第 18 項とし、同項の文言「非営利組織の活動に対する連邦国家監査に係る機能を遂行する連邦執行権力機関」を「非営利組織の登録分野における国家政策の立案および実現ならびに規範的・法的規制に係る機能を遂行する連邦執行権力機関」の文言に置き換える；

6) 第 18 項～第 52 項を、それぞれ第 19 項～第 53 項とする。

第 2 条

1991 年 12 月 27 日付連邦法第 2124-I 号「マスメディアについて」（ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議公報、1992 年、第 7 号、掲載番号 300；ロシア連邦法令集、1995 年、第 24 号、掲載番号 2256；第 30 号、掲載番号 2870；2000 年、第 26 号、掲載番号 2737；2002 年、第 30 号、掲載番号 3029；2004 年、第 35 号、掲載番号 3607；2006 年、第 31 号、掲載番号 3452；第 43 号、掲載番号 4412；2007 年、第 31 号、掲載番号 4008；2011 年、第 25 号、掲載番号 3535；第 29 号、掲載番号 4291；第 30 号、掲載番号 4600；2013 年、第 14 号、掲載番号 1642、1658；2014 年、第 48 号、掲載番号 6651；2016 年、第 1 号、掲載番号 84；2017 年、第 31 号、掲載番号 4788、4827；2018 年、第 45 号、掲載番号 6835；2019 年、第 18 号、掲載番号 2213；第 49 号、掲載番号 6985；第 52 号、掲載番号 7796；2021 年、第 1 号、掲載番号 20；第 24 号、掲載番号 4188；第 27 号、掲載番号 5059、5118）に下記の改正を加える：

1) 第 4 条第 9 項を下記の文言とする：

「マスメディアならびに情報通信ネットワーク上におけるマスメディアの報道および資料において外国エージェントに関する情報（ただし、ロシア連邦の法令に定めのある統一国家登録簿および国家情報システムに掲載されている情報はこの限りではない）、ならびに外国エージェントとしての地位を明記せずにこれらの者が制作した資料を流布することを禁止する。」；

2) 第 19 条の 2 第 1 項の文言「ロシア連邦の法令に従い外国エージェントの機能を遂行する非営利組織」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

3) 第 27 条第 7 項を下記の文言とする：

「外国エージェントが参加者（創設者）である登録マスメディアが発信するデータには、当該のマスメディアが外国エージェントによって創設されたものであることを示す表示を含めなければならない。」；

4) 第 31 条第 9 項 4 号を下記の文言とする：

「4) 当該の資料が外国エージェントによって制作および（または）流布されたものであることを明記した上での、外国エージェントが制作および（または）流布する資料の、ライセンスによる流布；」。

第 3 条

連邦法「ロシア連邦検察庁について」（1995 年 11 月 17 日付連邦法第 168-FZ 号の文言による）（ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議公報、1992 年、第 8 号、掲載番号 366；ロ

シア連邦法令集、1995年、第47号、掲載番号4472；1999年、第7号、掲載番号878；2015年、第41号、掲載番号5639；2020年、第46号、掲載番号7211）第40条の2第1項の文言「汚職対策について」の後に、「、2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第11条第1項」の文言を追加する。

第4条

1993年7月21日付連邦法第5485-I号「国家機密について」（ロシア新聞、1993年9月21日、ロシア連邦法令集、1997年、第41号、掲載番号4673；2004年、第27号、掲載番号2711；2018年、第31号、掲載番号4845；2021年、第1号、掲載番号20）第22条第1項第5段落の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人のリスト」を「外国エージェントのリスト」の文言に置き換える。

第5条

1995年4月3日付連邦法第40-FZ号「連邦保安庁について」（ロシア連邦法令集、1995年、第15号、掲載番号1269；2003年、第27号、掲載番号2700；2008年、第52号、掲載番号6235；2011年、第30号、掲載番号4589；2014年、第26号、掲載番号3384；2016年、第1号、掲載番号88；2017年、第1号、掲載番号46；2020年、第46号、掲載番号7210；2020年、第29号、掲載番号5245）に下記の改正を加える：

1) 第16条第3項に下記の内容の第h号を加える：

「h) 当該の者らが外国エージェントとみなされた場合。」；

2) 第16条の2第6項の文言「外国市民」を「外国市民および（または）外国エージェントとみなされた」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する非営利組織」を「外国エージェントとみなされた組織および団体」の文言に置き換える。

第6条

1995年5月19日付連邦法第82-FZ号「社会团体について」（ロシア連邦法令集、1995年、第21号、掲載番号1930；2002年、第12号、掲載番号1093；2003年、第50号、掲載番号4855；2006年、第3号、掲載番号282；2008年、第30号、掲載番号3616；2010年、第21号、掲載番号2526；2011年、第27号、掲載番号3880；2012年、第30号、掲載番号4172；2014年、第30号、掲載番号4237；2015年、第10号、掲載番号1413；2019年、第49号、掲載番号6953、6966；2021年、第1号、掲載番号20；2022年、第29号、掲載番号5222）に下記の改正を加える：

1) 第21条第6項第9号を失効したものとみなす；

2) 第29条第1項第8段落の文言「連邦法『非営利組織について』第2条第6項」を「2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第3条」の文言に置き換える；

2) 第38条：

a) 第3項の文言「本連邦法第29条の1第4項に定めのあるリストに」を「2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第5条第1項に定めのあるリストに」の文言に置き換える；

b) 第4項の文言「本連邦法第29条の1第4項に定めのあるリストに」を「2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第5条第1項に定めのあるリストに」の文言に置き換える；

c) 第5項を失効したものとみなす。

第7条

1995年6月28日付連邦法第98-FZ号「青年・児童社会団体に対する国家支援について」（ロシア連邦法令集、1995年、第27号、掲載番号2503；2013年、第14号、掲載番号1664；2017年、第1号、掲載番号19；2021年、第1号、掲載番号46）第13条第4項第3号の文言「外国エージェントの機能を遂行する非営利組織」を「外国エージェント」の文言に置き換える。

第8条

1996年1月10日付連邦法第5-FZ号「対外諜報について」（ロシア連邦法令集、1996年、第3号、掲載番号143；2007年、第8号、掲載番号934；2014年、第26号、掲載番号3365；2016年、第1号、掲載番号88；2017年、第1号、掲載番号46；2020年、第46号、掲載番号7210；2022年、第29号、掲載番号5245）第17条に下記の改正を加える：

1) 第2項の文言「外国国家の領内における」の後に、「外国エージェントではない」の文言を追加する；

2) 第16項の文言「外国市民」を「外国市民および（または）外国エージェントとみなされた」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する非営利組織」を「外国エージェントとみなされた組織および団体」の文言に置き換える。

第9条

1996年1月12日付連邦法第7-FZ号「非営利組織について」（ロシア連邦法令集、1996年、第3号、掲載番号145；1998年、第48号、掲載番号5849；2006年、第3号、掲載番号282；2007年、第49号、掲載番号6039、6061；2008年、第30号、掲載番号3616；2009年、第23号、掲載番号2762；第29号、掲載番号3607；2010年、第15号、掲載番号1736；第19号、掲載番号2291；第21号、掲載番号2526；2011年、第29号、掲載番号4291；第30号、掲載番号4590；第47号、掲載番号6607；2012年、第30号、掲載番号4172；2014年、第8号、掲載番号738；第23号、掲載番号2932；第30号、掲載番号4237；2015年、第10号、掲載番号1413；第48号、掲載番号6707、6724；2016年、第5号、掲載番号559；第23号、掲載番号3303；第27号、掲載番号4169、4220；2017年、第24号、掲載番号3482；第31号、掲載番号4766；2018年、第31号、掲載番号4849；2019年、第49号、掲載番号6953、6966；2020年、第12号、掲載番号1652；2021年、第1号、掲載番号20；第15号、掲載番号2442；第27号、掲載番号5179、5180；2022年、第29号、掲載番号5222）に下記の改正を加える：

1) 第1条：

a) 第4項の文言「第2条第6項」を削除する；

b) 第6項の文言「第2条第6項」を削除する；

c) 第7項を失効したものとみなす；

2) 第2条第2項の2第1段落の文言「外国エージェントの機能を遂行する」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

3) 第13条の1第5項第9号を失効したものとみなす；

4) 第32条：

a) 第1項：

第1段落第2文を次の文言とする：「ロシア連邦の国際条約に別段の定めがない限り、外国の非営利非政府組織の構造的下部組織の年次会計（財務）報告書は強制監査の対象となり、報告年度の翌年の4月15日までにこれを実施するものとする。」；

第3段落の文言「外国の提供源」の後に「2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第3条に記載されている」の文言を追加する；

b) 第3項第1段落を下記の文言とする：

「3. 非営利組織は、本条第3項の1に記載されている組織を除き、自らの活動、経営機関および経営スタッフの人員構成に関する報告を含む文書、ならびに2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第3条に記載されている外国の提供源から取得したものを含む金融資産の支出目的およびその他の資産の利用目的に関する文書を管轄機関に毎年提出する義務を負う。前記の文書の提出形態および期日は、管轄機関がこれを決定する。」；

c) 第3項1の文言「外国の提供源」の後に「2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第3条に記載されている」の文言を追加する；

d) 第3項の2第1段落の文言「、また、外国エージェントの機能を遂行する非営利組織は半年に1度」を削除する；

e) 第12項を下記の文言とする：

「12. 管轄機関は外国の非営利非政府組織の構造的下部組織に対し、ロシア連邦領内での遂行を申請したか、もしくは遂行中となっているプログラム（その一部）の、ロシア連邦領内における遂行の禁止に係る根拠ある決定を、書面をもって送付する。プログラム（その一部）の遂行の禁止に係る決定を受領した外国の非営利非政府組織の構造的下部組織は、当該のプログラム（その一部）の遂行に着手する権利を有さず、当該のプログラム（その一部）の遂行に関連する事業を打ち切る義務を負う。前記の決定の不履行は、管轄機関もしくはその地方機関の訴えに基づく裁判所決定に則った外国の非営利非政府組織の支部の清算、または管轄機関の決定に則った、外国の非営利非政府組織の支部もしくは代表部の、国際機関・外国非営利非政府組織支部・代表部リストからの削除を招くものである。」；

第10条

1997年7月21日付連邦法第114-FZ号「ロシア連邦の税関当局における職務について」（ロシア連邦法令集、1997年、第30号、掲載番号3586；2002年、第30号、掲載番号3029；2003年、第1号、掲載番号15；2005年、第14号、掲載番号1212；2007年、第10号、掲載番号1151；2008年、第52号、掲載番号6235；2011年、第48号、掲載番号6730；2013年、第27号、掲載番号3477；2021年、第18号、掲載番号3060）に下記の改正を加える：

1) 第7条第1項の文言「外国国家の領内における」の後に、「これらの者による外国エージェントの地位の取得」の文言を追加する；

2) 第7条の1の文言「汚職対策について」の後に、「2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第11条第1項」の文言を追加する；

3) 第48条第2項に下記の内容の第14号を追加する：

「14) 外国エージェントの地位の取得との関連による場合。」

第11条

1997年11月15日付連邦法第143-FZ号「身分事項簿について」（ロシア連邦法令集、1997年、第47号、掲載番号5340；2016年、第26号、掲載番号3888；2018年、第31号、掲載番号4857、4861；第53号、掲載番号8454；2019年、第22号、掲載番号2660；第27号、掲載番号3522、3526；第40号、掲載番号5488；2021年、第1号、掲載番号57；第27号、掲載番号5186；第50号、掲載番号8412；2022年、第1号、掲載番号33、43；第29号、掲載番号5264）第13条の2第2項第1

段落の文言「犯罪的手法により取得された収入の合法化（洗浄）、およびテロリズムへの資金提供への抵抗に関する法令に定めのある」の後に、「身分事項簿、特に1996年1月12日付連邦法第7-FZ号『非営利組織について』および1995年5月19日付連邦法第82-FZ号『社会团体について』に従った非営利組織の活動に対する連邦国家監査、および2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』に従った外国エージェントの活動に対する国家監督の遂行に必要な情報の国家登録分野における国家政策の立案および実現ならびに規範的・法的規制に係る機能を遂行する連邦執行権力機関」の文言を追加する。

第12条

1998年5月27日付連邦法第76-FZ号「軍人の地位について」（ロシア連邦法令集、1998年、第22号、掲載番号2331；2008年、第52号、掲載番号6235；2021年、第18号、掲載番号3060）第27条の1の文言「および第10号」を「、第10号」の文言に置き換え、文言「ロシア連邦の国家公務員について」の後に、「および2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第11条第1項」の文言を追加する。

第13条

2001年7月11日付連邦法第95-FZ号「政党について」（ロシア連邦法令集、2001年、第29号、掲載番号2950；2005年、第30号、掲載番号3104；2007年、第1号、掲載番号37；2008年、第30号、掲載番号3600；2014年、第26号、掲載番号3391；第48号、掲載番号6636）に下記の改正を加える：

1) 第30条第3項：

a) 下記の内容の第f)号を追加する：

「f) 外国エージェント；」；

b) 第m号の文言「、ならびに外国エージェントの機能を遂行する非営利組織から」を削除する；

2) 第31条第4項の1第e号を下記の文言とする：

「e) 外国エージェント；」。

第14条

2001年8月7日付連邦法第115-FZ号「犯罪的手法により取得された収入の合法化（洗浄）、およびテロリズムへの資金提供への抵抗について」（ロシア連邦法令集、2001年、第33号、掲載番号3418；2002年、第44号、掲載番号4296；2016年、第26号、掲載番号3884；2017年、第1号、掲載番号12；2021年、第27号、掲載番号5061）第6条の1第6項の文言「管轄機関または税務機関の照会に基づき」を、「管轄機関、税務機関、もしくは非営利組織の登録分野における全権を有する連邦執行権力機関の照会に基づき」の文言に置き換える。

第15条

2002年6月12日付連邦法第67-FZ号「ロシア連邦市民の選挙権および国民投票参加権の基本的保証について」（ロシア連邦法令集、2002年、第24号、掲載番号2253；2003年、第27号、掲載番号2711；2004年、第35号、掲載番号3607；第50号、掲載番号4950；2005年、第30号、掲載番号3104；2006年、第29号、掲載番号3125；第31号、掲載番号3427；第50号、掲載番号5303；2007年、第1号、掲載番号37；第10号、掲載番号1151；第17号、掲載番号1938；第18号、掲載番号2118；第31号、掲載番号4011；2008年、第30号、掲載番号3616；第52号、掲載番号6229；2009年、第1号、掲載番号30；第7号、掲載番号771；第14号、掲載番号1577；第20号、掲載番号2391；第29号、掲載番号3640；2010年、第17号、掲載番号1986；第27号、掲載番号3417；

第 41 号、掲載番号 5192；2011 年、第 1 号、掲載番号 16；第 25 号、掲載番号 3536；第 29 号、掲載番号 4291；第 30 号、掲載番号 4607；第 43 号、掲載番号 5975；2012 年、第 19 号、掲載番号 2274、2275；第 41 号、掲載番号 5522；第 50 号、掲載番号 6961；2013 年、第 14 号、掲載番号 1638；第 19 号、掲載番号 2329；第 27 号、掲載番号 3477；第 51 号、掲載番号 6684；2014 年、第 6 号、掲載番号 565；第 8 号、掲載番号 739；第 19 号、掲載番号 2299、2300；第 23 号、掲載番号 2931；第 48 号、掲載番号 6636；第 49 号、掲載番号 6928；2015 年、第 6 号、掲載番号 886；第 14 号、掲載番号 2015；第 29 号、掲載番号 4357；第 41 号、掲載番号 5639；2016 年、第 7 号、掲載番号 917；第 11 号、掲載番号 1492、1493；第 15 号、掲載番号 2054；2017 年、第 1 号、掲載番号 46；第 15 号、掲載番号 2139；第 23 号、掲載番号 3227；2018 年、第 53 号、掲載番号 8476；2019 年、第 22 号、掲載番号 2660；2020 年、第 9 号、掲載番号 1119；第 21 号、掲載番号 3232、3233；第 31 号、掲載番号 5026；2021 年、第 11 号、掲載番号 1708；第 15 号、掲載番号 2456；第 17 号、掲載番号 2877；2022 年、第 12 号、掲載番号 1787；第 14 号、掲載番号 2203；第 27 号、掲載番号 4621) に下記の改正を加える：

1) 第 2 条：

a) 第 35 項の 1 を下記の文言とする：

「35¹) 外国エージェントと関係のある候補者、すなわち外国エージェントではないが、選挙決定の公式発表（公示）日より前 2 年間、および（または）当該の選挙の選挙運動期間中に下記を行った候補者：

外国エージェントであり、および（または）その創設者、構成員、参加者、経営者、または従業員である（あった）法人の機関の構成メンバーに加わる（加わった）；

外国エージェントである未登録の社会团体、その他の団体、法人を形成しない外国構造の機関の構成メンバーに加わり（加わった）、および（または）これらの創設者、構成員、参加者、経営者である（であった）；

政治活動を遂行し（遂行した）、仲介者を介する場合も含め、政治活動の遂行を目的として外国エージェントから金銭および（または）その他の資産を受領する（受領した）；」；

b) 第 35 項の 2 を下記の文言とする：

「35²) 外国エージェントである候補者、すなわち外国エージェントリストに記載されている自然人である候補者；」；

2) 第 3 条第 6 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する非営利組織、外国エージェントの機能を遂行する未登録の社会团体、および外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディア、外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディアリストに情報が記載されているロシアの法人」を、「外国エージェント」の文言に置き換える；

3) 第 29 条：

a) 第 1 項に下記の内容の第 n 号を追加する：

「n) 外国エージェントリストに記載されている者。」；

b) 第 6 項第 b 号の文言「および第 1 項第 m 号」を、「第 1 項第 m 号および第 n 号」の文言に置き換える；

c) 第 8 項に下記の内容の第 g 号を追加する：

「g) 委員会構成員の外国エージェントリストへの記入。」；

d) 第 21 項の 1 の文言「第 1 項第 m 号」を、「第 1 項第 m 号および第 n 号」の文言に置き換え

る；

4) 第33条：

a) 第2項の1第2段落の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

b) 第6項の8の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

c) 第7項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

5) 第37条第9項第2段落の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する（〔複数の者が〕遂行する）」を「外国エージェント（複数の外国エージェント）である（〔複数の者が〕である）」の文言に置き換える；

6) 第45条第5項の1の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

7) 第48条：

a) 第9項の4の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者と関係のある候補者」と「外国エージェントと関係のある候補者」の文言に置き換える；

b) 第9項の5の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人リストに記載されているか、または外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディアリストに情報が記載されている自然人」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

8) 第51条第4項の1の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

9) 第52条第6項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

10) 第54条第2項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

11) 第 58 条 :

a) 第 6 項第 n 号の文言「外国エージェントの機能を遂行する非営利組織、外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディアリストに情報が記載されているロシアの法人」を、「外国エージェントである法人および自然人、ならびに外国エージェントによって創設されたロシアの法人」の文言に置き換える ;

b) 第 7 項第 2 段落を失効したものとみなす ;

12) 第 61 条第 4 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する」を「外国エージェント」の文言に置き換える ;

13) 第 63 条第 7 項の 1 の文言に「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える ;

14) 附属書 4 の 1 の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する（〔複数の者が〕遂行する）」を「外国エージェント（複数の外国エージェント）である（〔複数の者が〕である）」の文言に置き換える ;

15) 附属書 5 の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える ;

16) 附属書 6 の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える ;

17) 附属書 7 の 1 の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する（〔複数の者が〕遂行する）」を「外国エージェント（複数の外国エージェント）である（〔複数の者が〕である）」の文言に置き換える ;

18) 附属書 8 の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える ;

19) 附属書 10 の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える。

第 16 条

2003 年 1 月 10 日付連邦法第 19-FZ 号「ロシア連邦大統領選挙について」（ロシア連邦法令集、2003 年、第 2 号、掲載番号 171 ; 2005 年、第 30 号、掲載番号 3104 ; 2006 年、第 29 号、掲載番号 3124、3125 ; 第 31 号、掲載番号 3427 ; 2007 年、第 18 号、掲載番号 2118 ; 2009 年、第 7 号、掲載番号 771 ; 第 20 号、掲載番号 2391 ; 第 23 号、掲載番号 2763 ; 第 29 号、掲載番号 3633、3640 ; 2010 年、第 17 号、掲載番号 1986 ; 2011 年、第 25 号、掲載番号 3536 ; 第 29 号、掲載番号 4291 ; 第 30 号、掲載番号 4607 ; 第 43 号、掲載番号 5975 ; 2012 年、第 19 号、掲載番号 2275 ; 2013 年、第 19 号、掲載番号 2329 ; 第 52 号、掲載番号 6961 ; 2014 年、第 8 号、掲載番号 739 ; 第 48 号、掲載番

号 6636 ; 第 49 号、掲載番号 6928 ; 2017 年、第 1 号、掲載番号 46 ; 第 23 号、掲載番号 3226 ; 第 50 号、掲載番号 7545 ; 2020 年、第 9 号、掲載番号 1119 ; 2021 年、第 15 号、掲載番号 2456 ; 2022 年、第 12 号、掲載番号 1787 ; 第 14 号、掲載番号 2203 ; 第 27 号、掲載番号 4621) に下記の改正を加える :

1) 第 11 条 :

a) タイトルの文言「外国エージェントの機能を遂行する非営利組織、未登録の社会団体、および外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディア、外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディアリストに情報が記載されているロシアの法人」を、「外国エージェント」の文言に置き換える ;

b) 第 1 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する非営利組織、未登録の社会団体、および外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディア、外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディアリストに情報が記載されているロシアの法人」を、「外国エージェント」の文言に置き換える ;

2) 第 16 条第 2 項の文言「外国の領内における、」の後に「外国エージェントリストに記載されている者、」の文言を追加する ;

3) 第 34 条第 6 項の 1 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える ;

4) 第 35 条第 11 項の 1 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える ;

5) 第 36 条第 5 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える ;

6) 第 46 条第 5 項の 1 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に置き換える ;

7) 第 49 条 :

a) 第 7 項の 2 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に置き換える ;

b) 第 7 項の 3 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人リストに記載されているか、もしくは外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディアリストに情報が記載されている自然人」を「外国エージェントである」の文言に置き換える ;

8) 第 52 条 :

a) 第 5 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える ;

b) 第 7 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、

文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

c) 第9項の1の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

d) 第9項の2の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人リストに記載されている自然人、もしくは外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディアリストに情報が記載されている自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人リストに記載されているか、もしくは外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディアリストに情報が記載されている自然人」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

9) 第53条第16項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

10) 第55条第2項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

11) 第61条第1項第3文を削除する；

12) 第66条第4項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

13) 第67条第6項の1の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

14) 附属書1の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

15) 附属書2の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える。

第17条

2003年5月27日付連邦法第58-FZ号「ロシア連邦の国家公務システムについて」（ロシア連邦法令集、2003年、第22号、掲載番号2063）第3条第1項に下記の内容の段落を追加する：

「外国エージェントの国家公務への就職および国家公務における一時的在職の禁止をはじめとする、国家公務システムおよび国家公務員の専門的職務活動の、外国の影響からの保護。」。

第18条

2003年12月23日付連邦法第177-FZ号「ロシア連邦の銀行における預金保険について」（ロシア連邦法令集、2003年、第52号、掲載番号5029；2008年、第52号、掲載番号6225；2011年、第27号、掲載番号3873；2013年、第52号、掲載番号6975；2014年、第30号、掲載番号4219；第52号、掲載番号7543；2016年、第27号、掲載番号4297；2017年、第18号、掲載番号2669；2018

年、第 18 号、掲載番号 2576；第 32 号、掲載番号 5115；2020 年、第 22 号、掲載番号 3384) に下記の改正を加える：

1) 第 5 条第 2 項第 10 号を下記の文言とする：

「10) 2022 年 7 月 14 日付連邦法第 255-FZ 号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』に従い運用されている外国エージェントリストに情報が記載されている外国エージェント（ただし、個人事業主を含む自然人を除外する）が預け入れた。」；

2) 第 9 条に下記の内容の第 2 項の 1 を追加する：

「2¹. 本連邦法第 5 条第 2 項第 10 項に記載されている外国エージェントの、保険事故発生日以降の外国エージェントリストからの削除は、本連邦法に従った預金（複数の預金）補償を取得する権利を当該の外国エージェントに発生させるものではない。」。

第 19 条

2004 年 6 月 19 日付連邦法第 54-FZ 号「会議、集会、デモ、行進およびピケッティングについて」（ロシア連邦法令集、2004 年、第 25 号、掲載番号 2485；2010 年、第 50 号、掲載番号 6602；2012 年、第 24 号、掲載番号 3082；2017 年、第 24 号、掲載番号 3476；2018 年、第 42 号、掲載番号 6381；2021 年、第 1 号、掲載番号 36、80）に下記の改正を加える：

1) 第 5 条第 2 項に下記の内容の第 3 号を追加する：

「3) 外国エージェント。」；

2) 第 8 条：

a) 下記の内容の第 2 項の 1-1 を追加する：

「2¹. 会議、集会、行進、デモの実施が禁止される場所には下記が含まれる：

1) 河川、海洋、鉄道、自動車のターミナル駅および駅、空港、海港、河港、埠頭の建造物および敷地；

2) 教育機関、医療機関、社会福祉機関、児童施設、スポーツ施設の建造物および敷地；

3) 公的機関の建造物、ならびに当該の建造物、および電力、熱、水道、給水および（または）排水、ガスの供給ネットワークの機能を確保するものをはじめとするライフライン施設に直接隣接する敷地；

4) 宗教団体が自らの法定活動の遂行を目的として所有権に基づき所有しているか、もしくはその他の権利に基づき宗教団体に提供されている礼拝所、建造物および営造物、ならびに当該の建造物および営造物が位置している土地区画、巡礼地であるが、ただし、1997 年 9 月 26 日付連邦法第 125-FZ 号『良心の自由および宗教団体について』第 16 条第 5 項に従った公開祈祷、その他の宗教儀礼、儀式が行われる公共の場所はこの限りではない。」；

b) 第 2 項の 2 を下記の文言とする：

「2². 人間および市民の権利と自由の保護、適法性、法秩序、公共の安全の確保を目的として、ロシア連邦構成主体の法律は、会議、集会、行進、デモの実施を禁止する場所をさらに定めるものとするが、ただし、1997 年 9 月 26 日付連邦法第 125-FZ 号『良心の自由および宗教団体について』第 16 条第 5 項に従った祈祷、その他の宗教的儀礼、儀式の遂行に関しては、これがロシア連邦構成主体の歴史的、文化的、その他の客観的特性に基づく根拠を有している場合にはこの限りではない。また、当該の公開行事の実施を所要時間の点で制限するその他の場所を定める場合がある。」。；

c) 下記の内容の第 2 項の 3 を追加する：

「2³. 本条第 2 項の 2 に定めのある場合、ロシア連邦構成主体の法律は、会議、集会、行進、デモ

の実施を禁止する場所の位置を示す住所もしくはその他の目印を定めなければならない。」；

3) 第 11 条第 3 項第 4 号を下記の文言とする：

「4) 外国エージェント；」。

第 20 条

2004 年 7 月 27 日付連邦法第 79-FZ 号「ロシア連邦の国家公務員について」（ロシア連邦法令集、2004 年、第 31 号、掲載番号 3215；2008 年、第 30 号、掲載番号 3616；第 52 号、掲載番号 6235；2011 年、第 48 号、掲載番号 6730；2012 年、第 50 号、掲載番号 6954；2013 年、第 23 号、掲載番号 2874；第 27 号、掲載番号 3462；第 48 号、掲載番号 6165；2016 年、第 27 号、掲載番号 4157；2017 年、第 31 号、掲載番号 4741；2021 年、第 18 号、掲載番号 3060；第 24 号、掲載番号 4188；2022 年、第 41 号、掲載番号 6941）に下記の改正を加える：

1) 第 16 条第 1 項に下記の内容の第 13 号を追加する：

「13) 当該の者による外国エージェントの地位の取得。」；

2) 第 39 条第 2 項に下記の内容の第 6 号を追加する：

「6) 公務員による外国エージェントの地位の取得。」。

第 21 条

2006 年 7 月 27 日付連邦法第 149-FZ 号「情報、情報技術、および情報保護について」（ロシア連邦法令集、2006 年、第 31 号、掲載番号 3448；2014 年、第 48 号、掲載番号 6645；2019 年、第 49 号、掲載番号 6985）に下記の改正を加える：

1) 第 10 条第 7 項を下記の文言とする：

「7. 2022 年 7 月 14 日付連邦法第 255-FZ 号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第 4 条に定めのある種類の活動の外国エージェントによる遂行との関連で、外国エージェントが制作および（または）流布する材料、ならびに 2022 年 7 月 14 日付連邦法第 255-FZ 号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第 4 条に定めのある種類の活動に関する情報を、当該の材料（情報）が外国エージェントによって制作および（または）流布されたものであることを明記せずに流布することを禁止する。当該の表記の掲載、掲載手順に対する形態および要件は、ロシア連邦政府がこれを制定する。」；

2) 第 15 条の 9：

a) タイトルを下記の文言とする：

「第 15 条の 9 外国エージェントの情報リソースへのアクセス制限規定」；

b) 第 1 項を下記の文言とする：

「1. 行政法違反訴訟に係る法的効力を発した決定によって、外国エージェントの活動規定違反が立証された場合、マスメディア、マスコミュニケーション、情報技術、通信分野における監督および監査に係る機能を遂行する連邦執行権力機関は、当該の者の情報リソースに対するアクセスを制限する。」。

第 22 条

2007 年 3 月 2 日付連邦法第 25-FZ 号「ロシア連邦の地方公務員について」（ロシア連邦法令集、2007 年、第 10 号、掲載番号 1152；2008 年、第 30 号、掲載番号 3616；2009 年、第 29 号、掲載番号 3597；2011 年、第 43 号、掲載番号 5976；第 48 号、掲載番号 6730；2013 年、第 27 号、掲載番号 3462；第 48 号、掲載番号 6165；2014 年、第 10 号、掲載番号 954；2016 年、第 27 号、掲載番号 4157；2017 年、第 31 号、掲載番号 4741；2018 年、第 45 号、掲載番号 6837；第 53 号、掲載番号

8485 ; 2020 年、第 44 号、掲載番号 6889 ; 2021 年、第 18 号、掲載番号 3060) に下記の改正を加える :

1) 第 13 条第 1 項に下記の内容の第 11 号を追加する :

「11) 当該の者による外国エージェントの地位の取得。」 ;

2) 第 19 条第 1 項に下記の内容の第 5 号を追加する :

「5) 地方公務員による外国エージェントの地位の取得。」。

第 23 条

2008 年 4 月 29 日付連邦法第 57-FZ 号「国防および国家安全保障の確保を目的とした戦略的意義を有する事業体への外国投資の遂行方法について」(ロシア連邦法令集、2008 年、第 18 号、掲載番号 1940 ; 2011 年、第 47 号、掲載番号 6612 ; 2014 年、第 45 号、掲載番号 6153 ; 2017 年、第 30 号、掲載番号 4445 ; 2018 年、第 23 号、掲載番号 3229 ; 2020 年、第 31 号、掲載番号 5014 ; 2021 年、第 27 号、掲載番号 5167 ; 2022 年、第 41 号、掲載番号 6951) 第 3 条第 2 項に下記の内容の第 9 号を追加する :

「9) 外国エージェント。」。

第 24 条

2008 年 6 月 10 日付連邦法第 76-FZ 号「拘留場所における人権の保障に対する公的監督および拘留中の者に対する支援について」(ロシア連邦法令集、2008 年、第 24 号、掲載番号 2789 ; 2010 年、第 27 号、掲載番号 3416 ; 2011 年、第 49 号、掲載番号 7056 ; 第 50 号、掲載番号 7353 ; 2013 年、第 44 号、掲載番号 5633 ; 2017 年、第 24 号、掲載番号 3481 ; 2018 年、第 30 号、掲載番号 4538) 第 10 条第 3 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する非営利組織」を「外国エージェント」の文言に置き換える。

第 25 条

2009 年 7 月 17 日付連邦法第 172-FZ 号「法令および法令草案の汚職対策鑑定について」(ロシア連邦法令集、2009 年、第 29 号、掲載番号 3609 ; 2011 年、第 48 号、掲載番号 6730 ; 2018 年、第 42 号、掲載番号 6376) 第 5 条第 1 項の 1 第 5 号を下記の文言とする :

「5) 外国エージェント。」。

第 26 条

2010 年 12 月 28 日付連邦法第 403-FZ 号「ロシア連邦捜査委員会について」(ロシア連邦法令集、2011 年、第 1 号、掲載番号 15 ; 2015 年、第 41 号、掲載番号 5639 ; 2021 年、第 18 号、掲載番号 3060) 第 17 条の文言「第 16 条第 1 項第 6 号および第 7 号」を「第 16 条第 1 項第 6 号、第 7 号、および第 13 号」の文言に置き換える。

第 27 条

2010 年 12 月 29 日付連邦法第 436-FZ 号「子どもの健康および発達に害を及ぼす情報からの子どもの保護について」(ロシア連邦法令集、2011 年、第 1 号、掲載番号 48 ; 2013 年、第 14 号、掲載番号 1658 ; 第 26 号、掲載番号 3208 ; 2015 年、第 27 号、掲載番号 3970 ; 2018 年、第 52 号、掲載番号 8101 ; 2019 年、第 18 号、掲載番号 2217 ; 2020 年、第 31 号、掲載番号 5062) 第 5 条第 2 項に下記の内容の第 9 号を追加する :

「9) 外国エージェントが制作した情報製品に含まれている。」。

第 28 条

2011 年 7 月 18 日付連邦法第 223-FZ 号「個々の種類の法人による商品、役務、サービスの調達に

ついて」(ロシア連邦法令集、2011年、第30号、掲載番号4571;2013年、第52号、掲載番号6961;2015年、第27号、掲載番号3947、4001;第29号、掲載番号4375;2018年、第1号、掲載番号89号;2020年、第31号、掲載番号5009;2021年、第27号、掲載番号5188;2022年、第16号、掲載番号2606;第24号、掲載番号3920)第3条第5項を下記の文言とする:

「5. 調達参加者とは、2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』に則った外国エージェントである法人を除き、組織的・法的形態、所有形態、所在地、資本の発祥地の如何に関わらず一方調達参加者となる任意の法人もしくは複数の法人、または、2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』に則った外国エージェントである自然人を除き、一方調達参加者となる個人事業主もしくは複数の個人事業主を含む、一方調達参加者となる自然人もしくは複数の自然人である。」。

第29条

2011年11月30日付連邦法第342-FZ号「ロシア連邦の内務機関における職務、およびロシア連邦の幾つかの法令の改正について」(ロシア連邦法令集、2011年、第49号、掲載番号7020;2012年、第50号、掲載番号6954;2013年、第19号、掲載番号2329;第27号、掲載番号3477;2014年、第52号、掲載番号7542;2015年、第7号、掲載番号1022;2016年、第27号、掲載番号4233;2019年、第31号、掲載番号4477;2020年、第31号、掲載番号5027;第48号、掲載番号7635;2021年、第1号、掲載番号56;第18号、掲載番号3060)に下記の改正を加える:

1) 第14条第1項に下記の内容の第10号を追加する:

「10) 当該の者による外国エージェントの地位の取得。」:

2) 第17条第5項第1段落の数字「4~9」を「4~10」の数字に置き換える;

3) 第69条第4項の文言「9または13」を「9、13、または14」の文言に置き換える;

4) 第76条第14項の文言「9または13」を「9、13、または14」の文言に置き換える;

5) 第82条第3項に下記の内容の第14号を追加する:

「14) 職員による外国エージェントの地位の取得との関連による。」;

6) 第89条第12項の文言「9および11」を「9、11、および14」の文言に置き換える。

第30条

2011年12月6日付連邦法第402-FZ号「会計について」(ロシア連邦法令集、2011年、第50条、掲載番号7344;2013年、第44号、掲載番号5631;2014年、第45号、掲載番号6154;2019年、第30号、掲載番号4149)第6条第5項第12号を下記の文言とする:

「12) 外国エージェントである組織。」。

第31条

2012年12月29日付連邦法第273-FZ号「ロシア連邦における教育について」(ロシア連邦法令集、2012年、第53号、掲載番号7598;2020年、第24号、掲載番号3739;2021年、第15号、掲載番号2452)に下記の改正を加える:

1) 第12条の2に下記の内容の第1項の1を追加する:

「1¹. 未成年者に対する啓蒙活動は、外国エージェントがこれを行ってはならない。」;

2) 第21条に下記の内容の第3項を追加する:

「3. 未成年者に対する教育活動は、外国エージェントとみなされた組織がこれを行ってはならない。」;

3) 第46条に下記の内容の第4項の1を追加する:

「4¹．国家および地方の教育機関における教育活動に外国エージェントが従事することは認められない。」。

第 32 条

2013 年 4 月 5 日付連邦法第 44-FZ 号「国家および地方自治体の需要充足を目的とした商品、役務、サービスの調達領域における契約システムについて」（ロシア連邦法令集、2013 年、第 14 号、掲載番号 1652；第 27 号、掲載番号 3480；第 52 号、掲載番号 6961；2014 年、第 23 号、掲載番号 2925；2015 年、第 27 号、掲載番号 4001；第 29 号、掲載番号 4342、4353；2016 年、第 1 号、掲載番号 10；第 27 号、掲載番号 4254、4298；2017 年、第 1 号、掲載番号 30；2018 年、第 1 号、掲載番号 88；第 53 号、掲載番号 8428；2019 年、第 18 号、掲載番号 2195；第 52 号、掲載番号 7767；2020 年、第 14 号、掲載番号 2028；第 17 号、掲載番号 2702；第 52 号、掲載番号 8581；2021 年、第 1 号、掲載番号 78；第 27 号、掲載番号 5105、5188；2022 年、第 16 号、掲載番号 2606；第 24 号、掲載番号 3920；第 27 号、掲載番号 4632）に下記の改正を加える：

1) 第 3 条第 1 項第 4 号の文言「（以下、「オフショア会社）」、」の後に、「もしくは 2022 年 7 月 14 日付連邦法第 255-FZ 号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』に則った外国エージェントである法人」の文言を追加し、「、ただし、2022 年 7 月 14 日付連邦法第 255-FZ 号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』に則った外国エージェントである自然人はこの限りではない」の文言を追加する；

2) 第 31 条：

a) 第 1 項に下記の内容の第 10¹ 号を追加する：

「10¹) 調達参加者は外国エージェントではない；」；

b) 第 8 項の文言「手続き）」の後に「、第 10 号」の文言を追加する。

第 33 条

2014 年 2 月 22 日付連邦法第 20-FZ 号「ロシア連邦の連邦議会国家院議員選挙について」（ロシア連邦法令集、2014 年、第 8 号、掲載番号 740；第 48 号、掲載番号 6636；2016 年、第 11 号、掲載番号 1492、1493；第 15 号、掲載番号 2054；2018 年、第 7 号、掲載番号 961；第 24 号、掲載番号 3417；2020 年、第 21 号、掲載番号 3232、3233；第 31 号、掲載番号 5026；2021 年、第 11 号、掲載番号 1708；第 15 号、掲載番号 2456；第 17 号、掲載番号 2877；2022 年、第 12 号、掲載番号 1787；第 14 号、掲載番号 2203；第 27 号、掲載番号 4621）に下記の改正を加える：

1) 第 11 条：

a) タイトルの文言「外国エージェントの機能を遂行する非営利組織、未登録の社会団体、および外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディア、外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディアリストに情報が記載されているロシアの法人」を、「外国エージェント」の文言に置き換える；

b) 第 1 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する非営利組織、未登録の社会団体、および外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディア、外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディアリストに情報が記載されているロシアの法人」を、「外国エージェント」の文言に置き換える；

2) 第 41 条第 5 項の 1 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

3) 第 42 条：

a) 第 3 項の 1 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

b) 第 5 項の 1 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

4) 第 45 条第 5 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する（〔複数の者が〕遂行する）」を「外国エージェント（複数の外国エージェント）である（〔複数の者が〕である）」の文言に置き換える；

5) 第 58 条第 4 項の 1 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

6) 第 62 条：

a) 第 9 項の 3 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

b) 第 9 項の 4 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人リストに記載されているか、または外国エージェントの機能を遂行する外国のマスメディアリストに情報が記載されている自然人」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

7) 第 65 条第 9 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

8) 第 66 条第 18 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人である」を「外国エージェントである」の文言に置き換える；

9) 第 68 条第 4 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

10) 第 73 条第 1 項第 3 文を削除する；

11) 第 78 条第 5 項の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

12) 第 79 条第 9 項の 1 の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェ

ント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

13) 附属書2の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する（〔複数の者が〕遂行する）」を「外国エージェント（複数の外国エージェント）である（〔複数の者が〕である）」の文言に置き換える；

14) 附属書3の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える；

15) 附属書4の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える。

第34条

2016年5月23日付連邦法第141-FZ号「国家防火庁連邦防火局における職務、およびロシア連邦の個々の法令の改正について」（ロシア連邦法令集、2016年、第22号、掲載番号3089；2021年、第18号、掲載番号3060）第14条第2項の文言「汚職対策について」の後に、「、2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第11条第1項」の文言を追加する。

第35条

2018年7月19日付連邦法第197-FZ号「ロシア連邦の刑事執行システムにおける職務、およびロシア連邦法『自由剥奪による刑事処罰を執行する機関、組織について』の改正について」（ロシア連邦法令集、2018年、第30号、掲載番号4532；2021年、第18号、掲載番号3060）に下記の改正を加える：

1) 第14条第2項の文言「（以下、「連邦法『汚職対策について』）」の後に「、2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第11条第1項」の文言を追加する；

2) 第17条第5項に下記の内容の第7号を追加する：

「7) 外国エージェントの地位を取得する。」；

3) 第84条第3項に下記の内容の第15号を追加する：

「15) 職員による外国エージェントの地位の取得との関連による。」。

第36条

2019年10月1日付連邦法第328-FZ号「ロシア連邦の強制執行機関における職務、およびロシア連邦の個々の法令の改正について」（ロシア連邦法令集、2019年、第40号、掲載番号5488；2021年、第18号、掲載番号3060）に下記の改正を加える：

1) 第14条第2項の文言「汚職対策について」の後に、「、2022年7月14日付連邦法第255-FZ号『外国の影響下にある者の活動に対する監督について』第11条第1項」の文言を追加する；

2) 第17条第4項に下記の内容の第7号を追加する：

「7) 外国エージェントの地位を取得する。」；

3) 第80条第3項に下記の内容の第15号を追加する：

「15) 職員による外国エージェントの地位の取得との関連による。」。

第 37 条

2020 年 7 月 13 日付連邦法第 189-FZ 号「社会領域における国家（自治体）サービスの提供に対する国家（自治体）による社会的規定について」（ロシア連邦法令集、2020 年、第 29 号、掲載番号 4499）第 9 条第 3 項に下記の内容の第 9¹ 号を追加する：

「9¹) サービス執行者選定への参加者は外国エージェントではない；」。

第 38 条

2020 年 7 月 31 日付連邦法第 248-FZ 号「ロシア連邦における国家監督（監査）および自治体監督について」（ロシア連邦法令集、2020 年、第 31 号、掲載番号 5007；2021 年、第 24 号、掲載番号 4188；第 27 号、掲載番号 5187；第 50 号、掲載番号 8415）第 2 条第 5 項に下記の内容の第 11¹ 号を追加する：

「11¹) 外国エージェントの活動に対する国家監督；」。

第 39 条

2020 年 12 月 22 日付連邦法第 437-FZ 号「連邦領域『シリウス』について」（ロシア連邦法令集、2020 年、第 52 号、掲載番号 8583；2021 年、第 17 号、掲載番号 2877）附属書 3 の備考の文言「外国エージェントの機能を遂行する自然人」を「外国エージェント」の文言に、文言「外国エージェントの機能を遂行する者」を「外国エージェント」の文言に置き換える。

第 40 条

2022 年 7 月 14 日付連邦法第 255-FZ 号「外国の影響下にある者の活動に対する監督について」（ロシア連邦法令集、2022 年、第 29 号、掲載番号 5222）第 10 条第 9 項に下記の内容の第 2¹ 号を追加する：

「2¹) 税務機関に対し、本連邦法第 1 条第 2 項に記載されている者の口座が開設された銀行およびその他の金融機関の名称および所在地、ならびに当該の者の銀行口座の種類と番号に関する情報を照会し、当該の情報を取得する；」。

第 41 条

1. 本連邦法はこれが正式に公布された日より効力を発する。

2. 2002 年 6 月 12 日付連邦法第 67-FZ 号「ロシア連邦市民の選挙権および国民投票参加権の基本的保証について」（本連邦法の文言による）、2003 年 1 月 10 日付連邦法第 19-FZ 号「ロシア連邦大統領選挙について」（本連邦法の文言による）、2014 年 2 月 22 日付連邦法第 20-FZ 号「ロシア連邦の連邦議会国家院議員選挙について」（本連邦法の文言による）、2020 年 12 月 22 日付連邦法第 437-FZ 号「連邦領域『シリウス』について」（本連邦法の文言による）の規定は、本連邦法の発効日以降に決定された選挙の実施に伴い発生する法的諸関係に対しこれを適用する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022 年 12 月 5 日

第 498-FZ 号